

令和2年8月25日

令和2年度第5回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和2年8月25日（火）午前9時30分
場所 美浦村役場3階大会議室

日 程

1. 開会

2. 付議事項

議案第1号 美浦村立学校の教育職員の在校等時間の上限等の方針に関する規則

3. 報告事項

報告第1号 令和2年度美浦村一般会計補正予算について

4. その他

5. 閉会

議案第 1 号

美浦村立学校の教育職員の在校等時間の上限等の方針に関する規則

上記について別紙のとおり提出する。

令和 2 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 富永 保

令和 2 年美浦村教育委員会規則第 号

美浦村立学校の教育職員の在校等時間の上限等の方針に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美浦村立小中学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、在校等時間の上限等に関する方針を定めるものとする。

(上限等の方針)

第 2 条 美浦村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第 7 条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 月について 45 時間

(2) 1 年について 360 時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 月について 100 時間未満

(2) 1 年について 720 時間

(3) 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 月当たりの平均時間について 80 時間

(4) 1 年のうち 1 月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 月

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別

に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

報告第 1 号

令和 2 年度美浦村一般会計補正予算について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 2 年 8 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 富永 保

令和 2 年度美浦村一般会計補正予算については、議会提出前であることから資料は当日配布いたします。

指導室

新型コロナウイルス感染拡大防止等の村内小中学校の対応について

1 保護者宛通知について

(1) (資料 1－2 令和 2 年 7 月 31 日付通知)

国内感染者数の増加を踏まえて感染拡大防止に向けて再確認を通知

(2) (資料 1－3 令和 2 年 8 月 6 日付通知)

児童生徒が保護者等家庭内で感染する可能性が高いことから、夏休み前に家庭内感染の予防をふまえて通知

(3)各校メール配信で夏休み前後に感染拡大防止を注意喚起。

2 P T A 奉仕作業について

8 月 22 日(土) 村内小学校全て中止

8 月 29 日(土) 美浦中学校中止

3 8 月中の登下校の対策等として製氷機の導入完了

村内小中学校 4 校に全て設置済

飲料用や身体冷却用として活用 (特に下校前の活用)

令和2年7月31日

村内小中学校保護者 殿

美浦村教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染拡大防止策の再確認について（お願い）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、国内での新型コロナウイルス感染者数が日々更新され、昨日は、1300人を超過する憂慮すべき状況となっています。そのため、このような実態を踏まえ、感染予防策の再徹底に御協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 目的

- ・ 新型コロナウイルス感染防止や感染拡大防止のために、再度、一人一人の意識の高揚を図る。

2 新型コロナウイルス感染拡大防止策について

(1) 3密の防止（外出先でも意識をお願いします。）

- ① 密閉（30分以内で室内の空気を換気）
- ② 密接（ソーシャルディスタンスの確保）
- ③ 密集（多くの人が集まる場所の回避）

(2) 検温カードの記入と提出

※現在100%に近い実施率です。今後も継続して外出した場合には必ず記入をお願いします。

(3) うがい・手洗いの徹底

活動後や帰宅後は、必ずうがいや石けんを使った手洗いをする。

(4) マスクの着用

熱中症にも配慮しながら着用する。（会話するときは必ず着用する。）

(5) 不要不急の外出の自粛

※特に休日の土曜日、日曜日の外出について御配慮をお願いします。

【問合せ先】

美浦村教育委員会

指導室 森永佐由美

電話：029-885-0340

FAX：029-885-4953

E-mail：gakkou@vill.miho.lg.jp

令和2年8月6日

村内小中学校保護者 殿

美浦村教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る県 Stage の移行に伴う拡大防止策について（お願い）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、全国的に新型コロナウイルス感染者数が急速に拡大し、県でも対策ステージを「Stage 2」から「Stage 3」とすることが示されました。そのため、人の移動や人との接触が多くなる夏休みやお盆の時期を迎えるにあたり、村小中学校においても、下記の感染予防対策への御対応に御協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 目的

人の移動や人との接触が多くなる夏休み・お盆休みに向けて、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底を図るため。

2 感染予防対策6つのポイントについて



3 お願い

- 今後「感染した」または「濃厚接触者」としてPCR検査を受けることになった場合は、学校（学校閉庁日の場合は村教育委員会）まで御連絡をお願いいたします。
- その他御不明な点については、問合せ先までお願いいたします。

【問合せ先】

美浦村教育委員会

指導室 森永佐由美

電話 : 029-885-0340

FAX : 029-885-4953

E-mail : gakkou@vill.miho.lg.jp

美浦幼稚園

新型コロナウイルス感染症についての対応

○奉仕作業・・・8月29日（雨天30日） 保護者対象 中止

○運動会について

- ・職員、幼児のみで実施。
- ・実施日・・・平日に平常保育の中で実施。 ※8月27日の会議にて決定
9月1日 始業日に保護者に連絡。
- ・日程・・・午前中
- ・感染防止策
見学時のソーシャルディスタンスの確保
競技種目の選択・・・密にならない対応, 短時間
※熱中症対策・・・水分補給

○親子遠足について

【予定】

- ・年長親子・・・10月7日（水） 船橋アンデルセン公園
- ・年中親子・・・10月8日（木） ひたち海浜公園
- ・年少親子・・・10月15日（木） 千葉市動物公園
- ※今年度の親子遠足は中止とする。
- ※年長児の遠足については検討・・・お別れ遠足（幼児のみ）2/17 実施予定

○郡市幼児教育研究会研修について

- ・年齢別研修会（3・4歳児）・・・8月27日（木）
美浦幼稚園 10:00～11:30
- ・年齢別研修会（5歳児）・・・8月28日（金）
かわち認定こども園 13:00～15:00

※各園1名少人数, 検温, マスク着用等の対応をして実施。

.

令和2年8月3日

預かり保育利用保護者 殿

美浦村立美浦幼稚園

園長坂本 千寿子

新型コロナウイルス感染拡大防止策についてのお願い

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、国内での新型コロナウイルス感染者数が日々更新され、昨日は、1500人を超過する憂慮すべき状況となっています。そのため、このような実態を踏まえ、感染予防策の再徹底に御協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 目的

- ・ 新型コロナウイルス感染防止や感染拡大防止のために、再度、一人一人の意識の高揚を図る。

2 新型コロナウイルス感染拡大防止策について

○ご家庭で保育可能な方は、家庭保育にご協力ください。

○検温カードの記入と提出

※現在100%に近い実施率です。今後も継続して外出した場合には必ず記入をお願いします。

○うがい・手洗いの徹底

活動後や帰宅後は、必ずうがいや石けんを使った手洗いをする。

○マスクの着用

熱中症にも配慮しながら着用する。(会話するときは必ず着用する。)

○不要不急の外出の自粛

令和2年8月18日

保護者 各位

美浦村立木原保育所長 永井 弘子

令和2年度 運動会の開催について

残暑の候、保護者の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、保育所運営につきましては、ご理解、ご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり開催致します。今年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、保護者の皆様の参観を見合わせていただくとともに平日開催とし通常保育の中で**入所児と職員のみで実施**することと致しました。

運動会は、お子様との触れ合いを楽しむと同時に成長を見ていただける場でもあり、保護者の皆様に参加していただけないことは大変残念ですが、子ども達にとって思い出に残る運動会となるよう職員一同子ども達と共に頑張りたいと思います。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



- ・ 日時 10月7日（水） 10時～ （雨天順延）
- ・ 参加者 2歳以上児（ひよこ2・うさぎ・きりん・らいおん組）
 ※0・1歳児は、通常保育です。
- ・ 服装 2歳児：上下自由
 3歳以上児：保育所指定の紺色の半ズボン・シャツは自由
- ・ 競技内容 体操・かけっこ・障害物競争 等 （お遊戯は、ありません）

※通常保育の中で実施します。いつも通り登所して下さい。

※運動会の様子は、後日スナップ写真をご覧下さい。



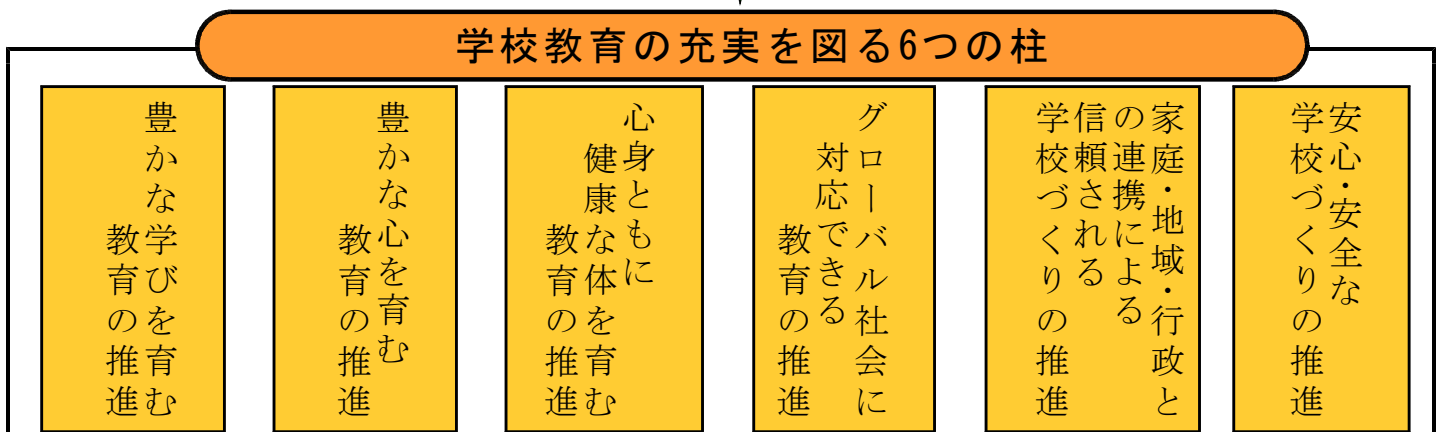
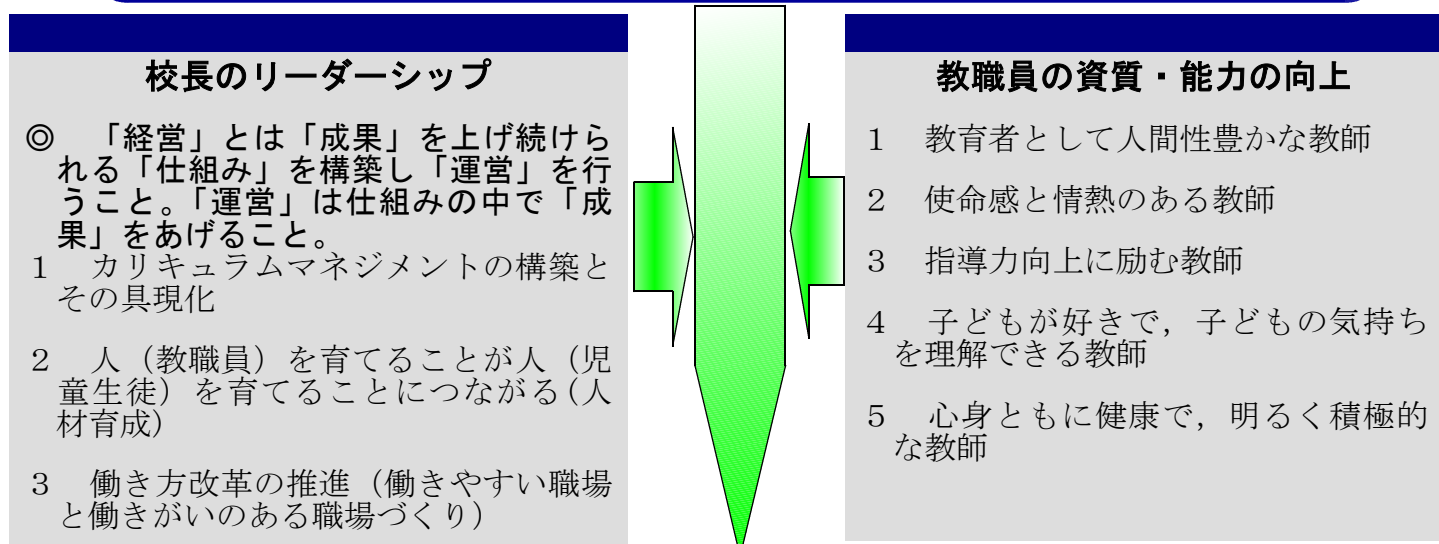
茨城県教育目標
ひとりひとりの能力を開発し豊かな人間性をつちかう
じょうぶな身体をつくりたくましい心を養う
郷土を愛し協力しあう心を育てる

茨城県教育振興基本計画
一人一人が輝く教育立県を目指して

美浦村教育振興基本計画
美浦村の明るい明日をつくるために
～0歳から90歳までの社会力育て～

美浦村学校教育指導方針
わが村に対する誇りを高め 生きる力を育む教育の推進

目指す子どもの姿・目指す集団の姿
○夢や希望をもち、仲間と協働しながら主体的に学び続ける子
○学び合う、高め合う集団



学び合う集団づくり
～学年・学級経営の充実が全ての教育活動の充実につながる～

就学前教育の充実：幼保小中の情報連携と行動連携
～0歳から15歳までの社会力の基盤づくり～

1 豊かな学びを育む教育の推進

ねらい
新学習指導要領の全面実施に向けた教育活動の更なる充実を図る。
問題解決型学習を通して児童生徒の主体的・対話的な学びの定着・充実を図る。

具現化のための取組

- (1) 新しい学習内容への対応
 - 村ALTを活用し、smalltalkを充実させた表現力の育成
 - 村ICT支援員を活用した小学校プログラミング教育の基礎づくり
- (2) 学力向上対策
 - 新学習指導要領の趣旨を生かした授業づくり
 - ドリル学習やトレーニング学習による基礎・基本の定着
 - 村少人数非常勤講師等を活用した少人数指導の充実
 - 主体的・対話的で深い学びを実現するための授業研修
 - ユニバーサルデザインを取り入れた教えること（活動）から学ぶこと（活動）への授業の質的転換

2 豊かな心を育む教育の推進

ねらい
児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる人間関係づくりを基盤とした学級経営の充実を図る。

具現化のための取組

- (1) 心の居場所、自己有用感を感じることのできる学年・学級経営の充実
 - Q U等をもとにした学級分析による課題改善
- (2) 将来の夢につながる読書教育の充実
 - 村学校図書館司書の配置による図書室利用の活性化と読み聞かせの充実
- (3) 多面的・多角的に深く考えたり議論したりする特別の教科 道徳の実践
- (4) 不登校やいじめ問題の解消
 - 定期的なアンケートの実施による早期発見、早期解決
 - 事例検討会の実施
- (5) 教育相談体制の充実
 - 村教育相談センター相談員、訪問型家庭教育相談員、S Cや匿名報告相談アプリ「stop it」等が活用される教育相談体制の整備・充実
- (6) 幼保小中連携の充実
 - 幼稚園・保育所、小・中学校が保育や教育についての相互理解
 - 授業参観や合同研修の計画的な実施による連携の強化

3 心身ともに健康な体を育む教育の推進

ねらい
健康で安全な生活を送ることができる指導内容と指導体制の充実を図る。

具現化のための取組

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
 - 養護教諭部会を中心とした感染拡大防止対策の検討
 - 検温カードの活用など徹底した感染拡大防止対策の充実
 - いのちを大切にする心と態度を育む指導の充実
 - ガイドラインに基づいた校内研修と共通実践
- (2) 体育に関する指導の充実
 - 「体力アップ推進プラン・体力アップ1校1プラン」に基づく運動時間の確保

4 グローバル社会に対応できる教育の推進

ねらい

国際理解教育を推進し広い視野で国際社会に貢献できる人材の育成を図る。
I C T機器の活用を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

具現化のための取組

- (1) I C T機器の積極的活用
 - 電子黒板やタブレット端末等を積極的に活用した授業づくり
 - 村I C T支援員の有効な活用
- (2) グローバル社会に対応できる人材の育成
 - 村A L Tを活用した自国文化や異文化理解を深める指導の充実
 - 理数教育に対する興味・関心を高める観察・実験・探求活動，課題研究などを重視した指導の充実
 - 清掃活動，リサイクル活動等への児童生徒の積極的参加の奨励

5 安心・安全な学校づくりの推進

ねらい

一人一人の心に寄り添い安心して学べる教育環境の充実に努める。

具現化のための取組

- (1) 学校安全の充実
 - 関係機関と連携した交通安全教室や防犯教室，避難訓練の実施
 - 児童生徒の危険予知・回避能力の向上
 - 危機管理マニュアルの点検及び改善
 - 毎月の安全点検の実施
- (2) 地域安全の充実
 - 村スクールガードの巡回による安全体制の強化
 - 県土木事務所等と連携した通学路点検の実施(年1回)

6 家庭・地域・行政との連携による信頼される学校づくりの推進

ねらい

信頼される教職員が信頼される学校づくりにつながる

具現化のための取組

- (1) 教職員の綱紀粛正
 - 非違行為(飲酒運転，体罰，ハラスメント等)の撲滅を図る職員研修の実施
 - マニュアル等を活用した学校徴収金の適正な取扱い
- (2) 児童生徒と地域住民，保護者による協働活動の推進
 - ボランティア活動を通して，地域の中で児童生徒が育つ機会の定期的な実施
- (3) 学校評議員会と学校評価を生かした教育活動の改善・充実

<学校教育に関わる関係機関>

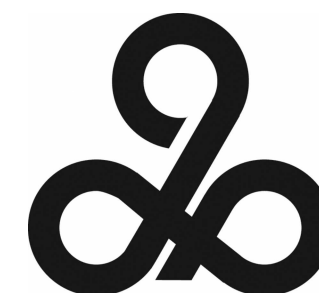
茨城県県南教育事務所(人事課)
〃 (学校教育課)

茨城県警察稲敷警察署
茨城県土浦児童相談所
美浦村保健福祉部健康増進課
美浦村教育委員会子育て支援課
美浦村教育相談センター
(適応指導教室だんだんルーム)

0 2 9 - 8 2 7 - 7 2 9 2
0 2 9 - 8 2 7 - 7 2 9 4
0 2 9 - 8 9 3 - 0 1 1 0 (代)
0 2 9 - 8 2 1 - 4 5 9 5 (代)
0 2 9 - 8 8 5 - 1 8 8 9
0 2 9 - 8 8 5 - 0 3 4 0 (代)
0 2 9 - 8 8 5 - 7 7 8 8

令和2年度

美浦村学校教育指導方針



美浦村教育目標（昭和62年3月2日制定）

1. 明るい家庭をつくりましょう。
 - ・ 家庭を大切にしましょう。
 - ・ しつけをきちんとしましょう。
 - ・ 話し合いを多くしましょう。
1. ひとりひとりの能力をのばしましょう。
 - ・ 基礎学力を高めましょう。
 - ・ 体力の向上をはかりましょう。
 - ・ 豊かな心を育てましょう。
1. とともに豊かな社会をつくりましょう。
 - ・ 国際的な視野を持ちましょう。
 - ・ ふれあいの輪を広げましょう。
 - ・ 生きがいのある生活をしましょう。

美浦村教育委員会

〒 300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領 1515
T E L 029-885-0340 F A X 029-885-4953
E-mail gakkou@vill.miho.lg.jp

